

公益財団法人天風会 賛助会員規定

(総則)

第1条 この規定は、公益財団法人天風会(以下本公益財団)定款第39条に定める「賛助会員」に関し、定款第46条に基づき細則を定めたものである。

(賛助会員の定義)

第2条 賛助会員とは、定款第3条の「目的」に賛同し、本公益財団の賛助のために所定の賛助金を納入する個人または法人をいう。

2. 定款39条の賛助会員は、個人賛助会員、法人賛助会員及び会友とする。
3. 個人賛助会員には、家族賛助会員、学生賛助会員、特別賛助会員、特別功労賛助会員及び初年度賛助会員が含まれ、別途定める賛助費を納入するものとする。
4. 法人が法人賛助会員の申込書に記入捺印の上、別途定める年間賛助費を納入した場合は理事会へ報告するものとする。
5. 賛助会員は行修会、講習会等財団主催行事、財団委託行事、財団後援行事等に参加する際、別途定める特典がある。但し、会友は対象外とする。

(賛助会員入会手続き)

第3条 賛助会員の入会申込は、別途定める賛助会員申込書に記入捺印の上、所定の賛助金と共にこれを本公益財団事務局へ提出する。申込者は、「反社会的勢力」、「反社会的勢力と不当な関係を有する者」に現在該当せず、将来も該当しないことを表明・確約する。

2. 賛助会員より本公益財団へ入会の申込があったときは、各賛助会を紹介し本人の意志により希望の賛助会に所属し、その活動に参加することができる。本人に希望がない場合並びに会友は、本公益財団の直属とする。
3. 賛助会員の所属賛助会の変更は、本人の希望により自由とする。
4. 賛助会員が住所を変更したときは、速やかに本公益財団事務局へ通知するものとする。
5. 会員名簿の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律その他関連法令」並びに「本公益財団における個人情報保護方針」を遵守するものとする。

(賛助金の納入)

第4条 年間賛助費の納入は、現金又は郵便払込み、あるいは預金口座引落としを利用して本公益財団の指定する銀行口座に納入するものとする。

2. 本公益財団事務局に入金が確認され次第、領収書と会員証を発送する。但し、会友には会員証は発行しない。

(会費の使途)

第5条 第4条の賛助金は毎事業年度における合計金額の50%以上を当該事業年度の公益目的

事業に使用する。

(休会)

第6条 賛助会員は別途定める休会届を本公益財団事務局に提出して休会することができる。

2. 休会中は年間賛助費の納入は要しない。

(退会)

第7条 賛助会員は、別途定める退会届を本公益財団事務局に提出すれば自由に退会することができる。

2. 賛助会員が、年間賛助費を規定の納入月を3ヶ月過ぎても納入が無く、納入願いの再通知を受けた後も回答がないときは、退会扱いとする。

3. 賛助会員が「反社会的勢力」、「反社会的勢力と不当な関係を有する者」に該当するときは、催告なく、直ちに退会扱いとする。

(退会勧告)

第8条 賛助会員が本公益財団の名誉を傷つけたり、公益法人たる本公益財団の目的に著しく反したりする行為があった場合は、理事会の決議により退会を勧告し、または、退会の扱いとする。

(賛助金の不返還)

第9条 休会・退会および退会扱いとなった場合、既に納入した年間賛助費等は返還しない。

附 則

1. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法の登記の日から施行する。

2. 寄付行為に基づく「賛助会員規定」は廃止する。

3. この規定の改正は理事会の決議を経なければならない。

4. 平成24年6月1日 第2条、第3条、第4条改正

5. 令和4年4月1日 第2条、第4条、第6条、第9条改正

6. 令和5年4月1日 第3条、7条改正